

豊川市役所本庁舎公共施設MAP広告、行事案内モニター広告及び広告付き番号案内表示システム設置運営業務に係る提案書作成要領

この要領は、豊川市本庁舎公共施設MAP広告、行事案内モニター広告及び広告付き番号案内表示システム設置運営業務に係る提案書の作成に関する要領を以下のとおり定める。

以下に示す項目を遵守して提案内容を記載すること。また、説明を要せずとも、提案書を読んで理解できる内容とすること。

1 「2 企画詳細」について

別紙で添付する企画書には、少なくとも以下の項目を盛り込むこと。

(1) 公共施設MAP広告

ア 設置範囲等

イ MAP広告の仕様及びデザイン等の図面・写真等

ウ MAP広告の取付（設置）方法及び設置した場合の完成予想図

エ その他、豊川市役所本庁舎公共施設 MAP 広告、行事案内モニター広告及び広告付き番号案内表示システム設置運営業務に係る仕様書（以下、「仕様書」という。）に定める公共施設 MAP 広告の事項が満たされていることが確認できる内容

(2) 行事案内モニター広告

ア 設置箇所及び機器等配置レイアウト

イ モニターの仕様及びデザイン等の図面・写真等

ウ モニターの取付（設置）方法及び設置した場合の完成予想図

エ 行事案内、行政情報の作成及び掲示方法について

オ その他、仕様書に定める行事案内モニター広告の事項が満たされていることが確認できる内容

(3) 広告付き番号案内表示システム

ア 設置箇所及び機器等配置レイアウト

イ 番号案内表示システムの仕様及びデザイン等の図面・写真等

ウ 番号案内表示システムに係る各機器の取付（設置）方法及び設置した場合の完成予想図（機器の機種名及び機種番号）

エ 設置機器の安全措置について

オ システム稼動による業務の流れ

カ その他、仕様書に定める広告付き番号案内表示システムの事項が満たされていることが確認できる内容

2 「3 類似業務」の実績について

(1) 類似業務とは、自治体の施設を活用して、MAP広告、行事案内モニター広告、市政情報案内モニター広告、広告付き番号案内表示システムなどを行う業務を指す。

(2) 実績多数で記載しきれない場合には、本業務（MAP広告、行事案内モニター広告、広告付き番号案内表示システム）と広告媒体・数量などが似通った事例を優先して記載すること（記載欄の内容が把握できるものであれば別紙でも可。実績件数も記載すること）。

3 「4 広告主の募集」について

- (1) 「広告主見込数」は、今回の提案において確保できると考えられる広告主見込数を記載すること。
- (2) 「想定される左記の広告主の業種」は、「〇〇業」などの記載で十分であり、具体的な企業名までは必要ない。
- (3) 「広告主の募集方法等」は、広告主の具体的な募集方法を提案すること。記載に当っては、(1)の「広告主見込数」が確実に確保できると判断されるような内容となるよう留意すること。

※ 上記はいずれも現段階での見込みであり、業務遂行に当たっての条件とすることは想定していないが、「類似業務の実績」等を踏まえ、実現可能と考えられる範囲で提案すること。

4 「5 事業者の広告掲載方針」について

広告主募集にあたり、事業者において準拠する広告掲載方針（募集・掲載を規制する業種・事業者、募集・掲載を規制する広告内容などの定め）がある場合には、その内容について記載すること（明文化している場合には別紙でも可）。

5 「6 設置までの作業スケジュール」について

運用開始までに、広告主募集、広告内容審査、MAP広告・行事案内モニター広告及び広告付き番号案内表示システム設置等の作業が必要となるが、その作業スケジュールについて記載すること（作業スケジュール表の提出でも可）。

6 「7 広告に関する問い合わせの対応体制」について

事業期間中に第三者から広告内容等に係る問い合わせや苦情があった場合の対応に係る体制について記載すること（記載欄の内容が把握できるものであれば別紙でも可）。

7 「8 導入機器不具合等へのサポート体制」について

市役所業務中に広告付き番号案内表示システム等の機器に不具合があった場合のサポート体制について記載すること（記載欄の内容が把握できるものであれば別紙でも可）。

8 完納証明書について

豊川市税等について未納がないことを証明する書類。資産税課証明発行窓口へ申請し、交付を受けたものを提出すること。また、証明発行時の手数料に関しては自己負担とする。